

1 1. 子ども・若者育成支援推進法について

子ども・若者育成支援推進法について

H21.7成立

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・ 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・ 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための枠組みづくり

〔国〕

〔地方公共団体〕

子ども・若者育成支援推進大綱

〔勘案〕

都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

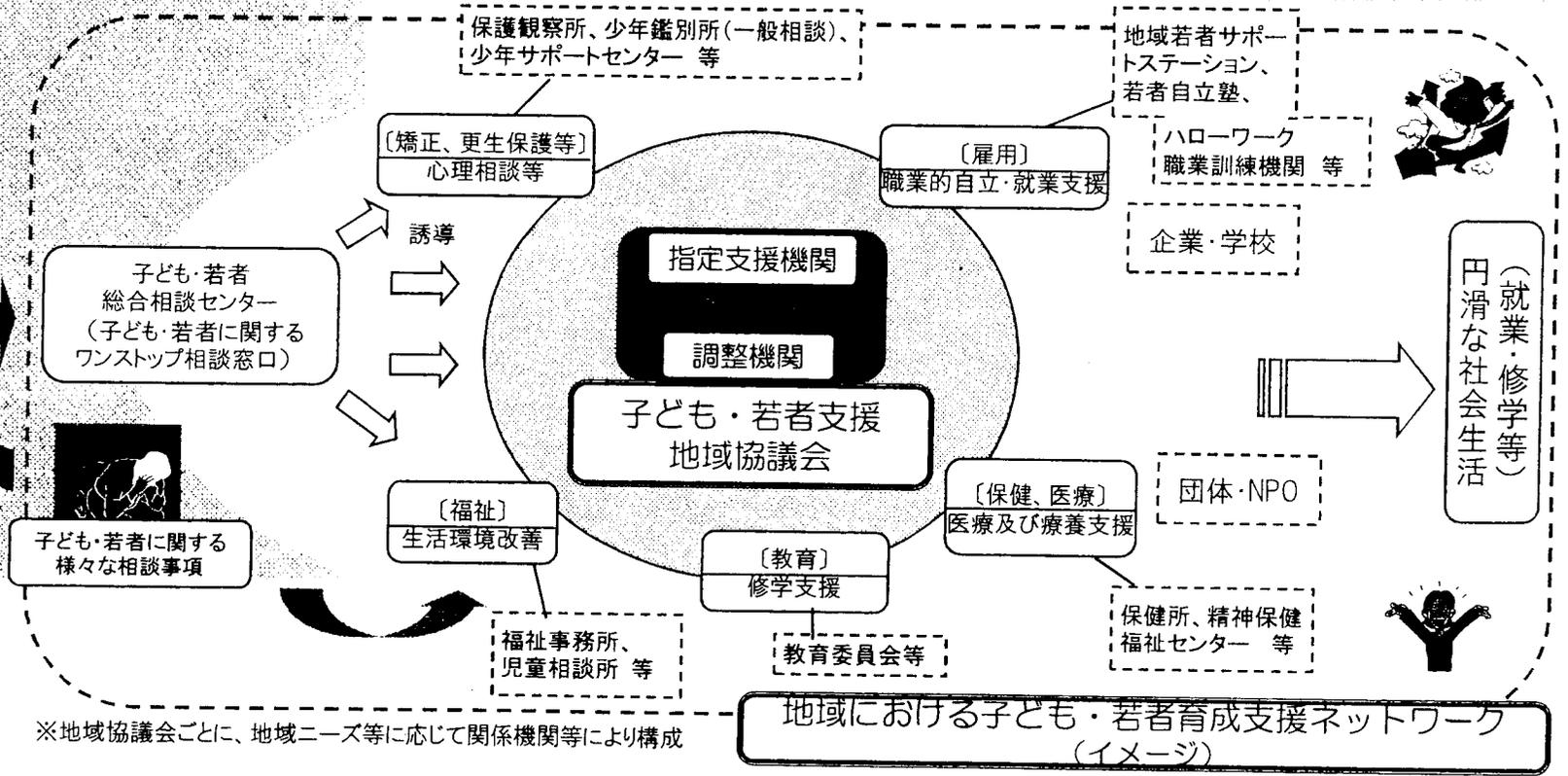
- ・ 関係機関等：各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
 - 相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善
 - 修学・就業 知識技能の習得 等の支援
- ・ 地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ① 調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等間の連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ② 指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・ 国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援

策定

子ども・若者育成支援推進本部
(本部長：総理)

基本理念

- 国の基本的な施策等
- ・ 各関連分野における施策の総合的な実施
 - ・ 国民の理解の増進等(国民運動の展開)
 - ・ 社会環境の整備
 - ・ 子ども・若者総合相談センターの体制確保
 - ・ 年次報告の作成公表



地域における子ども・若者育成支援ネットワーク (イメージ)

